令和８年度

一般競争入札案内書

熊谷市

（市有財産）

問合せ先
〒３６０－８６０１
埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
熊谷市総合政策部施設マネジメント課
電話：０４８－５２４－１１１６（直通）

1　はじめに

この案内書は、熊谷市が令和８年１０月１５日（木）に公告した熊谷市所有の不動産の一般競争入札による売払いに当たって、入札の参加を希望する方へ、入札に付する不動産の概要、入札方法等を説明するものです。

参加希望者には、一般競争入札参加申込書及び添付書類を提出していただき、市で記載内容等を確認後、一般競争入札参加資格確認通知書を交付いたします。入札に参加できるのは、当該通知書の交付を受けた申込者です。

なお、この入札は、当該不動産の利用に当たって、本市、本市が加入する一部事務組合、県又は国による許認可等の取得を、本市が保証するものではないことをあらかじめ十分御理解の上、御参加ください。

2　入札概要

案内書配布	○　配布期間 令和８年１０月１９日（月）から令和８年１１月１３日（金）まで 土曜日、日曜日及び祝日を除く ○　配布時間 午前８時３０分から正午及び午後１時から午後５時まで （**最終日は正午まで**） ○　配布場所 ・熊谷市 総合政策部 **施設マネジメント課** （熊谷市役所本庁舎７階北側） 住所：熊谷市宮町二丁目４７番地１ 電話：０４８－５２４－１１１６（直通） ・大里行政センター 地域振興係 ・都市整備部 都市計画課 ・　〃　建築審査課 住所：熊谷市中曽根６５４番地１ 電話：０４９３－３９－０３１１（代） ・妻沼行政センター 地域振興係 住所：熊谷市弥藤吾２４５０番地 電話：０４８－５８８－１３２１（代） ・江南行政センター 地域振興係 住所：熊谷市江南中央一丁目１番地 電話：０４８－５３６－１５２１（代） ※内容の問合せは、**「施設マネジメント課」**までお願いします。
入札申込	○　申込受付期間 令和８年１０月２６日（月）から令和８年１１月１３日（金）まで 土曜日、日曜日及び祝日を除く ○　申込受付時間 午前９時から正午及び午後１時から午後４時まで （**最終日は正午まで**） ○　申込受付場所 ・熊谷市 総合政策部 施設マネジメント課 （熊谷市役所本庁舎７階北側） ○　参加申込方法 ・要領第４、第５及び第６のとおり

現地説明会	※希望者は予約が必要です。 ○　説明会日時 令和８年１１月９日（月）又は１１月１０日（火） ○　時間 午前９時３０分から正午及び午後１時３０分から午後４時まで ○　予約方法 令和８年１１月４日（水）又は１１月５日（木）の 午前９時から午後４時までに、電話等で予約してください。 **■予約連絡先：熊谷市　総合政策部　施設マネジメント課** **０４８－５２４－１１１６（直通）**
参加者決定	○　通知方法 ・「一般競争入札参加資格確認通知書」を、 令和８年１１月１７日（火）までに発送（郵送）します。 ・「一般競争入札参加資格確認通知書（原本）」は、入札受付の際、提示していただきます。
入札保証金納付	○　通知方法 ・入札保証金に係る納付書を、 令和８年１１月１７日（火）までに発送（郵送）します。 ・入札までに入札保証金を納付してください。入札受付の際、入札保証金の領収書を提示していただきます。
入札及び開札	○　入札日時 令和８年１１月２６日（木）午前１０時 ※受付は、午前９時３０分から ○　場所（受付、入札及び開札） 熊谷市役所　入札室（７階北側） ○　開札時間 入札締切り後
落札者	○　落札者 予定価格以上の価額で最高の価額をもって入札した者とします。 なお、落札金額は公表することがありますので、あらかじめ御了承ください。
契約	○　契約締結期限 市有地売払い落札者決定通知書を受領した日から７日以内に契約締結していただきます。 ※詳細は要領第１９のとおり
決済	○　支払期限 契約締結後６０日以内に落札額（入札保証金・契約保証金を除く）を納付していただきます。
引渡	・代金の決済時に現状のままの状態で引渡があったものとします。 ・所有権移転登記は熊谷市で行いますが、諸費用については、要領第２５のとおりとなります。

令和８年度市有財産売払い一般競争入札参加要領

令和８年１１月２６日（木）に熊谷市が行う、市有財産売払いの一般競争入札に参加される方は、次の各事項を御了解の上、入札してください。

（入札に付する物件）

第１　入札に付する物件は、次のとおりとします。

⑴　物件１（西別府地区　１区画）

所在　西別府字出口１９９３番２、字新田２１１９番２

地積　７２２．７６㎡（公簿合計）

地目　宅地

⑵　物件２（下奈良地区　１区画）

ア　土地

所在　　下奈良字原巽２５１番１

地積　　５１４．７２㎡（公簿）

地目　　宅地

イ　建物

家屋番号　熊谷市下奈良字原巽２５１番

種類　　居宅

構造　　木造瓦葺２階建

床面積　　１階　５６．３１㎡

　　２階　４９．６８㎡

建築年　　平成４年７月

（入札参加条件）

第２　入札への参加は個人・法人を問いません。しかし、次の各号のいずれにも該当しない方であることが入札参加の条件となります。**※誓約書あり**

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者

⑵　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

⑶　当該市有地に関する事務に従事する熊谷市の職員

⑷　第５の⑵による税に滞納がある者

⑸　前各号に定めるもののほか、特に市長が不適当と認める者

（物件の下見・現地説明会）

第３　入札参加希望者は、各自で参加申込み前に物件の下見をしてください。

また、必要がある場合には、現地説明会を開催いたしますので、電話等で予約をしてください。※「２　入札概要」参照

（入札参加申込み）

第４　入札参加希望者は、別添「一般競争入札参加申込書（様式Ａ)」を提出してください。

（入札参加申込みに必要な書類）

第５　入札参加希望者は、第４の申込書に次の書類を添えて、熊谷市総合政策部**「施設マネジメント課（熊谷市役所7階北側）」**へ提出してください。

なお、郵送またはインターネットによる参加申込みは受け付けません。

⑴　個人の場合：「住民票の写し（申請者【名義人となる方】が記載されている世帯一部のものであり、個人番号（マイナンバー）の**記載がないもの**)」

法人の場合：「履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本)」

※申請日前３か月以内に発行されたもので現状を反映しているもの。

⑵　最新の「納税証明書」又は「非課税証明書」

※法人の場合は、別表を参照してください。

⑶　**誓約書**

⑷　入札保証金納入通知書発行依頼書

⑸　その他、市長が特に必要と認める書類

（入札参加申込みに関する留意事項）

第６　**市は、申込者の申込みをもって、本要領、契約関係書類の記載内容等を熟知し、承諾したものと見なします。**

２　入札参加申込みの受付期間、受付時間及び受付場所は次のとおりです。

⑴　受付期間

令和８年１０月２６日（月）から令和８年１１月１３日（金）まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く

⑵　受付時間

午前９時から正午及び午後１時から午後４時まで

※ただし、最終日は正午まで

⑶　受付場所

熊谷市 総合政策部 **施設マネジメント課**（熊谷市役所７階北側）

３　入札に必要な一切の費用は、入札者の負担とします。

４　一般競争入札参加資格確認通知書（様式Ａの４）については、提出書類の記載内容を市で確認した結果を郵送いたします。その際に、入札書（様式Ｂ又は様式Ｂの２)、委任状（様式Ｃ)、納付書（入札保証金）を同封いたします。

なお、入札の参加資格を有すると確認された者が、第２の条件に該当することが判明したとき及び、第４・第５の規定により提出された書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該入札には参加できないものとします。

５　提出後の書類等の変更は、原則として認めません。

６　提出書類等は、一切返却いたしません。

７　申込後、やむを得ず辞退する場合は、入札前までに必ず「入札辞退届」を提出してください。提出がない場合、以降の入札に参加できなくなることがあります。

（入札及び開札の日時等）

第７　入札及び開札の日時については、次のとおりです。

⑴　日時

令和８年１１月２６日（木）

⑵　場所（受付、入札及び開札）

熊谷市役所本庁舎　入札室（７階北側）

⑶　受付時間

午前９時３０分から午前１０時まで

※受付時間に遅れると、第１３により入札無効となります。

⑷　提出書類

ア　一般競争入札参加資格確認通知書（様式Ａの４）の原本

※確認後、返却いたします。

イ　入札保証金の領収書の原本（第８参照）※確認後、返却いたします。

ウ　委任状（様式Ｃ）（代理人の場合）

⑸　入札時間

午前１０時から入札を行います。

⑹　開札時間

入札締切り後

（入札保証金）

第８　入札参加者は、各自の見積もる金額の１００分の５以上の入札保証金を、事前に第６の４の納付書により納付してください。

２　入札保証金の領収書は、入札の受付時に原本を提示してください。

３　落札者以外の入札保証金は後日返却いたしますが、その間に発生する利息等は一切支払いません。

（入札）

第９　入札参加者は、所定の入札書（様式Ｂ又は様式Ｂの２）に必要な事項を記入し、記名押印の上、封筒（※P.10 作成例参照）に入れて、所定の入札箱に投入してください。

２　代理人により入札しようとする場合は、必ず委任状（様式Ｃ）を受付時に提出してください。

３　災害その他特別な事情により入札を執行することが困難であると認めるときは、当該入札を中止し、又は延期し、若しくは取り消すことができる。この場合にお

いて、入札参加申込者が損失を受けても市は、その補償の責めを負わないものとします。

（入札金額の表示）

第１０　入札の金額は、物件の価額の総額を表示してください。

（入札書の書換え等の禁止）

第１１　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

（開札）

第１２　開札は、入札後、入札者立会いのもとで行います。

２　入札者が開札に立会わないときは、当該入札事務に関係のない熊谷市職員を立会わせます。

（入札の無効）

第１３　次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

⑴　入札金額が最低売却価格に満たない場合

⑵　入札金額が訂正してある場合

⑶　入札者の記名、押印が欠けている場合

⑷　誤字、脱字等により、意思表示が不明確な場合

⑸　入札に参加する資格がない者のした入札

⑹　入札受付時に第８に定める入札保証金の納付が確認できない者の入札

⑺　入札金額の１００分の５に満たない入札保証金を納入した者の入札

⑻　他人の代理人を兼ね、または２人以上の代理をした者に係る入札

⑼　著しい反社会的行動をとるなど、明らかに市有地の売払い相手にふさわしくないことが判明した者の入札

⑽　前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

（落札者）

第１４　落札者は、熊谷市の予定価格以上の価額で最高の価額をもって入札した者とします。なお、予定価格の目安となる最低売却価格は、物件調書に記載されているとおりです。

（再度入札）

第１５　開札をした場合に、予定価格以上の価額の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。

２　再度入札の回数は、１回とします。

３　再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第１３の規定により無効とされなかった者に限ります。

４　再度入札を行う場合は、１回目の入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものと見なします。ただし、この場合、入札保証金の額が再度入札金額の１００分の５に満たないときは、その差額を契約時までに納付しなければなりません。

（くじによる落札者の決定）

第１６　落札者となるべき同価額の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない熊谷市職員にくじを引かせます。

（入札結果の通知）

第１７　開札をした場合に、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときは、その旨を、開札に立会った入札者に知らせます。なお、落札者となった者に対しては、市有財産売払い落札者決定通知書（様式D）にて改めて通知します。

（契約条件）

第１８　契約の条件については、別添の市有財産売買契約書のとおりですので、条文をよく確認の上、入札に参加してください。なお、契約対象の地積及び床面積は公簿面積によります。

２　物件２は、土地・建物が対象です。建物に係る売買価格に対して、消費税及び地方消費税がかかります。落札金額に、建物価格に対する消費税及び地方消費税を加算した金額が契約金額となります。落札金額の土地価格と建物価格の内訳は、最低売却価格における土地価格と建物価格の比率により、熊谷市が定めます。

（契約の締結）

第１９　落札者は、市有財産売払い落札者決定通知書（様式D）を受領した日から７日以内に別添の市有財産売買契約書により、契約を締結していただきます。

（契約保証金）

第２０　落札者は、第１９の規定による契約を締結する日までに、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を熊谷市が発行する納付書により納付していただきます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

（入札保証金の返還等）

第２１　落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札者が指定する金融機関の口座に振込により返還します。落札者決定後、落札者以外の者に配布する「入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書」を配布しますので、必要事項を記載して提出してください。

２　落札者が納付した入札保証金は、第２０に定める契約保証金に振り替えます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の一部に充当します。

３　入札保証金を契約保証金に振り替える場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を第２０の例により納付しなければなりません。

（保証金の利息）

第２２　入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息を付けません。

（入札保証金の帰属）

第２３　落札者が契約の締結に応じない場合には、落札者はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、熊谷市に帰属することになります。

（売買代金の支払期限）

第２４　売買代金（落札金額から契約保証金を差し引いた残金）は、契約を締結した日から６０日以内に熊谷市が発行する納付書により納入していただきます。なお、売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は熊谷市に帰属することになります。

（所有権の移転）

第２５　売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状で引渡します。

２　物件引渡し後、熊谷市が所有権移転登記を法務局に嘱託登記します。

３　契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用（契約書に貼付する収入印紙や所有権移転登記の登録免許税等）は、落札者の負担となります。

（境界の明示）

第２６　市は、落札者に対して本件不動産の現地における境界の明示を省略するものとします。

（売払いに係る条件・特記事項）

第２７　当該物件に存する工作物等を含む現状有姿での引渡しとなり、市では撤去及び移設並びに撤去及び移設に係る費用負担はいたしません。なお、越境物がある場

合に関して、市は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っておりません。

なお、**物件調書はあくまで物件の概要を把握するための参考資料ですので、申込みに当たっては、必ず各自で調査、確認を行ってください。**

（その他）

第２８　この要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、熊谷市契約規則（平成１７年１０月１日規則第６８号）、熊谷市普通財産の売払いに関する要綱、その他関係法令の定めるところによります。

２　第１５により実施された再度入札で落札がなかったとき、熊谷市は入札参加者のうちから希望を募り、契約の交渉に入ることがあります。

３　申込み関係書類等の御記入については、ボールペン、万年筆で御記入ください。なお、いわゆる「消せるボールペン」での記入は不可とします。

別表

納税証明書	⑴　熊谷市内に本・支店等を置く法人	法人市民税納税証明書
	⑵　上段⑴以外の法人	法人税納税証明書（注１）
	⑶　申請する全法人	消費税及び地方消費税納税証明書（注２）

（注１、注２関係）法人税、消費税等納税証明書については、申告先の税務署が発行する納税証明書「その３の３」（法人税及び消費税等納税証明書）

問合せ先
熊谷市総合政策部
施設マネジメント課
℡　048-524-1116（直通）

入札書を入れる封筒の作成例

●用意するもの

①入札書（様式Ｂ又は様式Ｂの２）

②封筒（可能であれば長形３号またはそれ以上のもの）

●手順

１　**入札書（様式Ｂ又は様式Ｂの２）**に必要事項を御記入ください。

２　封筒の表面に「**令和８年度市有財産売払い一般競争入札**」、「**物件番号**」、「**住所**」及び「**氏名**」（※法人の場合は「**法人名**」）を御記入ください。

３　入札書を封筒に入れ、封（糊付け）をしていただき、継ぎ目**３箇所**に**割印**を押印してください。

●完成図

表面

記載例：

令和８年度市有財産売払い一般競争入札

（物件番号〇）

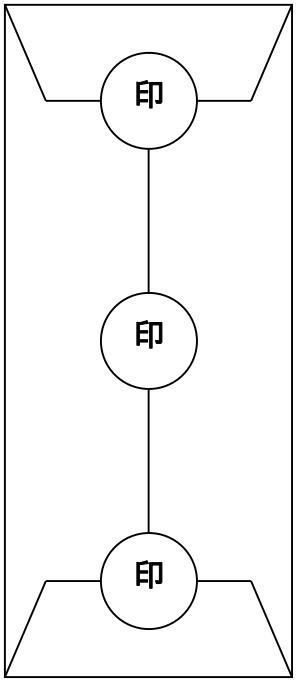
住所（ふりがな）　〇〇 〇〇

氏名（ふりがな）　△△ △△

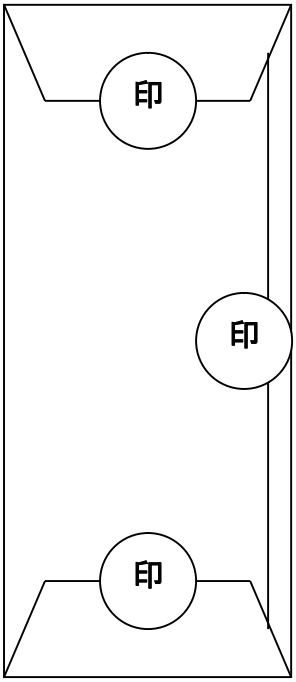
（法人名）□□ □□

裏面

例１



例２　※継ぎ目が端にある封筒の場合



物件１　契約保証金あり

市有財産売買契約書（案）

売払人 熊谷市（以下「売払人」という。）と買受人 ＿＿＿＿＿＿（以下「買受人」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（土地の表示）

第２条　売払人は、次に表示する市有地（以下「当該土地」という。）を買受人に売り払い、買受人はこれを買い受けるものとする。

市有地の表示

所　　在　　地	地　目	地　　積
		㎡

（売買代金）

第３条　当該土地の売買代金は、金　　円とする。

（契約保証金）

第４条　買受人は、この契約締結と同時に、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を売払人に納付しなければならない。ただし、契約保証金には買受人が既に納付した入札保証金全額を充当するものとする。

２　前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（売買代金の納付）

第５条　買受人は、第３条の売買代金と前条の契約保証金との差額を、契約締結日から６０日以内に売払人の発行する納付書により、売払人の指定する金融機関に納付しなければならない。

２　売払人は、買受人が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（所有権の移転及び土地の引渡し）

第６条　当該土地の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付したときに、売払人から買受人に移転したものとする。

２　当該土地は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、現状有姿のまま買受人に対して引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記等）

第７条　前条の規定により当該土地の所有権が移転した後、売払人は、速やかに所有権移転の登記を嘱託するものとし、買受人は、これに必要な書類等をあらかじめ売払人に提出するものとする。

２　本契約書作成に要する収入印紙及び登録免許税、その他登記に要する費用はすべて買受人の負担とする。

（危険負担）

第８条　この契約締結の日から当該不動産の引渡しの日までの間において、当該不動産が売払人の責めに帰することのできない理由により滅失又はき損したときは、その損害は買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第９条　買受人は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（境界の疑義等）

第 10 条　買受人は、当該土地の引き渡しを受けた後、当該土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、買受人の責任において処理するものとする。

２　この契約について、第三者から異議の申立てがあったときは、買受人の責任において処理するものとする。

（禁止用途）

第 11 条　買受人は、当該土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に供してはならない。

２　買受人は、当該土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条及び第４条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員がその活動のために利用する事務所等の用に供してはならない。

３　買受人は、当該土地を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体及びその構成員がその活動のために利用する事務所等の用に供してはならない。

４　買受人は、当該土地の所有権を第三者に移転する場合には、前三項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して、第１項、第２項及び第３項の定めに反する使用をさせてはならない。

５　買受人は、前項の第三者が当該土地の所有権を移転する場合にも同様に第１項、第２項及び第３項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。

６　買受人は、当該土地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第１項、第２項及び第３項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、第１項、第２項及び第３項の使用の禁止を免れるものではない。

７　買受人は、前項の第三者が新たな第三者に当該土地を使用させる場合も同様に、第１項、第２項及び第３項並びに前項の内容を遵守させなければならない。

（違約金）

第 12 条　買受人は、前条に違反した場合は、第３条に定める売買代金の１００分の１０に相当する金額を違約金として売払人に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、第 15 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第 13 条　買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、売払人は催告をしないで、この契約を解除することができる。

２　前項の規定により売払人がこの契約を解除したときは、次の各号によるものとする。

（１）　買受人が第４条第１項に定める義務を履行しないときは、入札保証金等は売払人に帰属し、買受人に返還しない。

（２）　買受人が第４条第１項に定める義務をすでに履行しているときは、売払人は、買受人が次

条に定める義務を履行したのを確認した後、売買代金から契約保証金に相当する額を差し引いた残額を、利息を付さないで返還する。ただし、この場合における契約保証金に相当する額は、前条に規定する違約金又は本項第４号に定める損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

（３）　買受人が負担した契約費用及び当該土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに前条の規定による違約金は、償還又は返還しないものとする。

（４）　売払人に損害があれば、売払人は、買受人にその損害を請求することができる。

（５）　買受人に損害があっても、買受人は、売払人にその損害を請求することができない。

（原状回復の義務）

第 14 条　買受人は、前条の規定により売払人がこの契約を解除したときは、売払人が指定する期日までに当該土地を原状に回復して返還しなければならない。

２　買受人は、前項の規定により売払人に当該土地を返還するときは、売払人の指定する期日までに、当該土地の所有権移転の承諾書を売払人に提出しなければならない。この場合において、買受人は、当該土地に所有権以外の権利が設定又は存するときは、あらかじめ当該権利を買受人の責任において消滅させなければならない。

（損害賠償）

第 15 条　売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害賠償を買受人に請求することができるものとする。

（管轄裁判所）

第 16 条　本契約に関する訴えの管轄は、売払人の事務所の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

（協議事項）

第 17 条　この契約書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、売払人及び買受人が協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、売払人及び買受人が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

熊谷市宮町二丁目４７番地１

売払人　　熊　谷　市

熊 谷 市 長　小　林　哲　也

買受人

物件２　契約保証金あり

市有財産売買契約書（案）

売払人 熊谷市(登録番号:T3000020112020　以下「売払人」という。)と買受人 ＿＿＿＿＿＿(以下「買受人」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（土地及び建物の表示）

第２条　売払人は、次に表示する市有地及び市有建物（以下「当該不動産」という。）を買受人に売り払い、買受人はこれを買い受けるものとする。

市有地の表示

所　在	地　番	地　目	地　積
			㎡

市有建物の表示

所　　在	家屋番号	種　類	構　造	床　面　積
				㎡

（売買代金）

第３条　当該不動産の売買代金は、金　　円とする。

土地代金　　円（非課税）

建物代金　　円（適用税率１０％、うち消費税額　　円）

（契約保証金）

第４条　買受人は、この契約締結と同時に、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を売払人に納付しなければならない。ただし、契約保証金には買受人が既に納付した入札保証金全額を充当するものとする。

２　前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（売買代金の納付）

第５条　買受人は、第３条の売買代金と前条の契約保証金との差額を、契約締結日から６０日以内に売払人の発行する納付書により、売払人の指定する金融機関に納付しなければならない。

２　売払人は、買受人が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（所有権の移転及び土地及び建物の引渡し）

第６条　当該不動産の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付したときに、売払人から買受人に移転したものとする。

２　当該不動産は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、現状有姿のまま買受人に対して引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記等）

第７条　前条の規定により当該不動産の所有権が移転した後、売払人は、速やかに所有権移転の登記を嘱託するものとし、買受人は、これに必要な書類等をあらかじめ売払人に提出するものとする。

２　本契約書作成に要する収入印紙及び登録免許税、その他登記に要する費用はすべて買受人の負担とする。

（危険負担）

第８条　この契約締結の日から当該不動産の引渡しの日までの間において、当該不動産が売払人の責めに帰することのできない理由により滅失又はき損したときは、その損害は買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第９条　買受人は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないこと（地下埋設物や土壌汚染等の隠れたものを含む。）を理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（工作物等の解体・撤去）

第 10 条　買受人は、当該不動産の引渡し後において、建物その他の工作物について解体又は撤去を行うこととなった場合は、買受人の費用と責任において行うものとし、地下埋設物（浄化槽等を含む。）についても同様とする。

（境界の疑義等）

第 11 条　買受人は、当該不動産の引き渡しを受けた後、当該不動産の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、買受人の責任において処理するものとする。

２　この契約について、第三者から異議の申立てがあったときは、買受人の責任において処理するものとする。

（禁止用途）

第 12 条　買受人は、当該不動産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に供してはならない。

２　買受人は、当該不動産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条及び第４条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員がその活動のために利用する事務所等の用に供してはならない。

３　買受人は、当該不動産を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体及びその構成員がその活動のために利用する事務所等の用に供してはならない。

４　買受人は、当該不動産の所有権を第三者に移転する場合には、前三項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して、第１項、第２項及び第３項の定めに反する使用をさせてはならない。

５　買受人は、前項の第三者が当該不動産の所有権を移転する場合にも同様に第１項、第２項及び第３項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。

６　買受人は、当該不動産を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第１項、第２項及び第３項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、第１項、第２項及び第３項の使用の禁止を免れるものではない。

７　買受人は、前項の第三者が新たな第三者に当該不動産を使用させる場合も同様に、第１項、第２項及び第３項並びに前項の内容を遵守させなければならない。

（違約金）

第 13 条　買受人は、前条に違反した場合は、第３条に定める売買代金の１００分の１０に相当する金額を違約金として売払人に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、第 16 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第 14 条　買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、売払人は催告をしないで、この契

約を解除することができる。

２　前項の規定により売払人がこの契約を解除したときは、次の各号によるものとする。

（１）　買受人が第４条第１項に定める義務を履行しないときは、入札保証金等は売払人に帰属し、買受人に返還しない。

（２）　買受人が第４条第１項に定める義務をすでに履行しているときは、売払人は、買受人が次条に定める義務を履行したのを確認した後、売買代金から契約保証金に相当する額を差し引いた残額を、利息を付さないで返還する。ただし、この場合における契約保証金に相当する額は、前条に規定する違約金又は本項第４号に定める損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

（３）　買受人が負担した契約費用及び当該不動産に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに前条の規定による違約金は、償還又は返還しないものとする。

（４）　売払人に損害があれば、売払人は、買受人にその損害を請求することができる。

（５）　買受人に損害があっても、買受人は、売払人にその損害を請求することができない。

（原状回復の義務）

第 15 条　買受人は、前条の規定により売払人がこの契約を解除したときは、売払人が指定する期日までに当該不動産を原状に回復して返還しなければならない。

２　買受人は、前項の規定により売払人に当該不動産を返還するときは、売払人の指定する期日までに、当該不動産の所有権移転の承諾書を売払人に提出しなければならない。この場合において、買受人は、当該不動産に所有権以外の権利が設定又は存するときは、あらかじめ当該権利を買受人の責任において消滅させなければならない。

（損害賠償）

第 16 条　売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害賠償を買受人に請求することができるものとする。

（管轄裁判所）

第 17 条　本契約に関する訴えの管轄は、売払人の事務所の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

（協議事項）

第 18 条　この契約書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、売払人及び買受人が協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、売払人及び買受人が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

熊谷市宮町二丁目４７番地１

売払人　　熊　谷　市

熊 谷 市 長　小　林　哲　也

買受人

市有財産売買契約書（案）

物件１　一括納付

売払人 熊谷市（以下「売払人」という。）と買受人 ＿＿＿＿＿＿（以下「買受人」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（土地の表示）

第２条　売払人は、次に表示する市有地（以下「当該土地」という。）を買受人に売り払い、買受人はこれを買い受けるものとする。

市有地の表示

所　　在　　地	地　目	地　　積
		㎡

（売買代金）

第３条　当該土地の売買代金は、金　　円とする。

（売買代金の納付）

第４条　買受人は、第３条の売買代金と入札保証金との差額を、契約締結日に売払人の発行する納付書により、売払人の指定する金融機関に納付しなければならない。

２　売払人は、買受人が前項に定める義務を履行したときは、入札保証金を売買代金に充当するものとする。

（所有権の移転及び土地の引渡し）

第５条　当該土地の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付したときに、売払人から買受人に移転したものとする。

２　当該土地は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、現状有姿のまま買受人に対して引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記等）

第６条　前条の規定により当該土地の所有権が移転した後、売払人は、速やかに所有権移転の登記を嘱託するものとし、買受人は、これに必要な書類等をあらかじめ売払人に提出するものとする。

２　本契約書作成に要する収入印紙及び登録免許税、その他登記に要する費用はすべて買受人の負担とする。

（危険負担）

第７条　この契約締結の日から当該不動産の引渡しの日までの間において、当該不動産が売払人の責めに帰することのできない理由により滅失又はき損したときは、その損害は買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第８条　買受人は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（境界の疑義等）

第９条　買受人は、当該土地の引き渡しを受けた後、当該土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、買受人の責任において処理するものとする。

２　この契約について、第三者から異議の申立てがあったときは、買受人の責任において処理するものとする。

（禁止用途）

第 10 条　買受人は、当該土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に供してはならない。

２　買受人は、当該土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条及び第４条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員がその活動のために利用する事務所等の用に供してはならない。

３　買受人は、当該土地を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体及びその構成員がその活動のために利用する事務所等の用に供してはならない。

４　買受人は、当該土地の所有権を第三者に移転する場合には、前三項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して、第１項、第２項及び第３項の定めに反する使用をさせてはならない。

５　買受人は、前項の第三者が当該土地の所有権を移転する場合にも同様に第１項、第２項及び第３項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。

６　買受人は、当該土地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第１項、第２項及び第３項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、第１項、第２項及び第３項の使用の禁止を免れるものではない。

７　買受人は、前項の第三者が新たな第三者に当該土地を使用させる場合も同様に、第１項、第２項及び第３項並びに前項の内容を遵守させなければならない。

（違約金）

第 11 条　買受人は、前条に違反した場合は、第３条に定める売買代金の１００分の１０に相当する金額を違約金として売払人に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、第 14 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第 12 条　買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、売払人は催告をしないで、この契約を解除することができる。

２　前項の規定により売払人がこの契約を解除したときは、次の各号によるものとする。

（１）　買受人が第４条第１項に定める義務を履行しないときは、入札保証金は売払人に帰属し、買受人に返還しない。

（２）　買受人が第４条第１項に定める義務をすでに履行しているときは、売払人は、買受人が次条に定める義務を履行したのを確認した後、売買代金から入札保証金に相当する額を差し引いた残額を、利息を付さないで返還する。ただし、この場合における入札保証金に相当する額は、前条に規定する違約金又は本項第４号に定める損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

（３）　買受人が負担した契約費用及び当該土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用並び

に前条の規定による違約金は、償還又は返還しないものとする。

（４）　売払人に損害があれば、売払人は、買受人にその損害を請求することができる。

（５）　買受人に損害があっても、買受人は、売払人にその損害を請求することができない。

（原状回復の義務）

第 13 条　買受人は、前条の規定により売払人がこの契約を解除したときは、売払人が指定する期日までに当該土地を原状に回復して返還しなければならない。

２　買受人は、前項の規定により売払人に当該土地を返還するときは、売払人の指定する期日までに、当該土地の所有権移転の承諾書を売払人に提出しなければならない。この場合において、買受人は、当該土地に所有権以外の権利が設定又は存するときは、あらかじめ当該権利を買受人の責任において消滅させなければならない。

（損害賠償）

第 14 条　売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害賠償を買受人に請求することができるものとする。

（管轄裁判所）

第 15 条　本契約に関する訴えの管轄は、売払人の事務所の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

（協議事項）

第 16 条　この契約書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、売払人及び買受人が協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、売払人及び買受人が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

熊谷市宮町二丁目４７番地１

売払人　　熊　谷　市

熊 谷 市 長　小　林　哲　也

買受人

物件２　一括納付

市有財産売買契約書（案）

売払人 熊谷市(登録番号:T3000020112020　以下「売払人」という。)と買受人 ＿＿＿＿＿＿(以下「買受人」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（土地及び建物の表示）

第２条　売払人は、次に表示する市有地及び市有建物（以下「当該不動産」という。）を買受人に売り払い、買受人はこれを買い受けるものとする。

市有地の表示

所　在	地　番	地　目	地　積
			㎡

市有建物の表示

所　在	家屋番号	種　類	構　造	床　面　積
				㎡

（売買代金）

第３条　当該不動産の売買代金は、金　　円とする。

土地代金　　円（非課税）

建物代金　　円（適用税率１０％、うち消費税額　　円）

（売買代金の納付）

第４条　買受人は、第３条の売買代金と入札保証金との差額を、契約締結日に売払人の発行する納付書により、売払人の指定する金融機関に納付しなければならない。

２　売払人は、買受人が前項に定める義務を履行したときは、入札保証金を売買代金に充当するものとする。

（所有権の移転及び不動産の引渡し）

第５条　当該不動産の所有権は、買受人が売買代金の全額を納付したときに、売払人から買受人に移転したものとする。

２　当該不動産は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、現状有姿のまま買受人に対して引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記等）

第６条　前条の規定により当該不動産の所有権が移転した後、売払人は、速やかに所有権移転の登記を嘱託するものとし、買受人は、これに必要な書類等をあらかじめ売払人に提出するものとする。

２　本契約書作成に要する収入印紙及び登録免許税、その他登記に要する費用はすべて買受人の負担とする。

（危険負担）

第７条　この契約締結の日から当該不動産の引渡しの日までの間において、当該不動産が売払人の責めに帰することのできない理由により滅失又はき損したときは、その損害は買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第８条　買受人は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないこと（地下埋設物や土壌汚染等の隠れたものを含む。）を理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（工作物等の解体・撤去）

第９条　買受人は、当該不動産の引渡し後において、建物その他の工作物について解体又は撤去を行うこととなった場合は、買受人の費用と責任において行うものとし、地下埋設物（浄化槽等を含む。）についても同様とする。

（境界の疑義等）

第 10 条　買受人は、当該不動産の引き渡しを受けた後、当該不動産の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、買受人の責任において処理するものとする。

２　この契約について、第三者から異議の申立てがあったときは、買受人の責任において処理するものとする。

（禁止用途）

第 11 条　買受人は、当該不動産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に供してはならない。

２　買受人は、当該不動産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条及び第４条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員がその活動のために利用する事務所等の用に供してはならない。

３　買受人は、当該不動産を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体及びその構成員がその活動のために利用する事務所等の用に供してはならない。

４　買受人は、当該不動産の所有権を第三者に移転する場合には、前三項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して、第１項、第２項及び第３項の定めに反する使用をさせてはならない。

５　買受人は、前項の第三者が当該不動産の所有権を移転する場合にも同様に第１項、第２項及び第３項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。

６　買受人は、当該不動産を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第１項、第２項及び第３項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、第１項、第２項及び第３項の使用の禁止を免れるものではない。

７　買受人は、前項の第三者が新たな第三者に当該不動産を使用させる場合も同様に、第１項、第２項及び第３項並びに前項の内容を遵守させなければならない。

（違約金）

第 12 条　買受人は、前条に違反した場合は、第３条に定める売買代金の１００分の１０に相当する金額を違約金として売払人に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、第 15 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第 13 条　買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、売払人は催告をしないで、この契約を解除することができる。

２　前項の規定により売払人がこの契約を解除したときは、次の各号によるものとする。

（１）　買受人が第４条第１項に定める義務を履行しないときは、入札保証金は売払人に帰属し、買受人に返還しない。

（２）　買受人が第４条第１項に定める義務をすでに履行しているときは、売払人は、買受人が次条に定める義務を履行したのを確認した後、売買代金から入札保証金に相当する額を差し引いた残額を、利息を付さないで返還する。ただし、この場合における入札保証金に相当する額は、前条に規定する違約金又は本項第４号に定める損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

（３）　買受人が負担した契約費用及び当該不動産に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに前条の規定による違約金は、償還又は返還しないものとする。

（４）　売払人に損害があれば、売払人は、買受人にその損害を請求することができる。

（５）　買受人に損害があっても、買受人は、売払人にその損害を請求することができない。

（原状回復の義務）

第 14 条　買受人は、前条の規定により売払人がこの契約を解除したときは、売払人が指定する期日までに当該不動産を原状に回復して返還しなければならない。

２　買受人は、前項の規定により売払人に当該不動産を返還するときは、売払人の指定する期日までに、当該不動産の所有権移転の承諾書を売払人に提出しなければならない。この場合において、買受人は、当該不動産に所有権以外の権利が設定又は存するときは、あらかじめ当該権利を買受人の責任において消滅させなければならない。

（損害賠償）

第 15 条　売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害賠償を買受人に請求することができるものとする。

（管轄裁判所）

第 16 条　本契約に関する訴えの管轄は、売払人の事務所の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

（協議事項）

第 17 条　この契約書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、売払人及び買受人が協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、売払人及び買受人が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

熊谷市宮町二丁目４７番地１

売払人　　熊　谷　市

熊 谷 市 長　小　林　哲　也

買受人

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

熊谷市長　　小 林 哲 也　　宛

住　　所

氏　　名　　㊞

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

今般、熊谷市の市有財産売払い一般競争入札に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらの違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任を取ることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

記

１　以下に記載された事項に該当いたしません。

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者

⑵　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

⑶　実施要領第５の⑵による税に滞納がある者

２　以下に記載された事項を誓約いたします。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に供しません。

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条及び第４条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員がその活動のために利用する事務所等の用に供しません。

⑶　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体及びその構成員がその活動のために利用する事務所等の用に供しません。

３　以下に記載された不当な行為は行いません。

⑴　正当な理由なく、当該入札に参加しないこと。

⑵　入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不当な利益を得るために連合すること。

⑶　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
⑷　契約の履行をしないこと。
⑸　契約に違反し、契約の相手方として不適当と熊谷市に認められること。
⑹　入札に関し賄賂などの刑事事件を起こすこと。
⑺　社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
⑻　天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

4　私は、貴市の市有財産売却一般競争入札に係る「入札公告」、「案内書」、「物件調書」及び「売買契約書」等の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

入 札 辞 退 届 出 書

令和　　年　　月　　日

熊谷市長　　小　林　哲　也　　宛

住　　所

氏　　名　　㊞

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

下記について入札参加希望をいたしましたが、都合により辞退します。

記

入　札　名		令和８年度市有財産売払い一般競争入札
入　札　日		令和　　年　　月　　日
物 件 番 号		
土地	所　在	
	地　目	
	地　積	㎡
建物	家屋番号	
	種　類	

様式Ａ

受　付　番　号

令和　　年　　月　　日

一般競争入札参加申込書

熊谷市長　　小 林 哲 也　　宛

住　　所

ふりがな
氏　　名　　㊞

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

電話番号

令和８年度市有財産売払い一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

物件番号		
土地	所　在	
	地　目	
	地　積	㎡
建物	家屋番号	
	種　類	
用　　途		
添付書類		・住民票抄本又は法人の登記簿謄本 ・納税証明書又は非課税証明書 ・誓約書

様式Ａの２

令和　　年　　月　　日

入札保証金納入通知書発行依頼書

熊谷市長　宛

住所
氏名　　㊞
※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。
電話番号

令和　年　月　日執行の令和８年度市有財産売払い一般競争入札にあたり、下記のとおり入札保証金を納付したいので、納入通知書を発行していただくようお願いいたします。

記

１　物件番号・物件の表示

物件番号	所在

※　土地の所在のみ記入してください。

２　入札保証金額

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※　金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「￥」を記入してください。
※　入札保証金の額は、入札金額の 100 分の５以上の金額です。
※　落札者が納付した入札保証金は契約保証金に振り替えます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の一部に充当します。

様式Ａの３

令和　　年　　月　　日

入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書

熊谷市長　小林　哲也　宛

住所
氏名　　㊞
※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。
電話番号

令和　年　月　日執行の令和８年度市有財産売払い一般競争入札の参加に当たり納付した下記の入札保証金について、返還事由が生じたため返還を請求します。

返還する際の振込口座を下記のとおり指定します。

記

１　物件番号・物件の表示

物件番号	所在

※　土地の所在のみ記入してください。

２　請求金額

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※　既に納付した入札保証金の額を記入してください。

※　金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「￥」を記入してください。

３　振込口座

金融機関	銀行 信用金庫 農協		本店 支店						
預金種別	１　普通 ２　当座	口座番号							
(フリガナ)									
口座名義人									

※　入札物件ごとに提出してください。

※　申込者及び口座名義人は、入札参加申込者と同一人としてください。

※　入札保証金の返還は、入札終了後１ヶ月程度時間を要する場合があります。

様式Ａの４

熊 施 第　　号
令和　　年　　月　　日

一般競争入札参加資格確認通知書

様

熊谷市長　　小 林 哲 也　印

令和　　年　　月　　日に申込みのありました令和８年度市有財産売払い一般競争入札（令和　年　月　日執行）の参加について、その参加資格が下記のとおり確認されましたので、令和８年度市有財産売払い一般競争入札参加要領第６の規定により通知します。

記

１　物件の表示

物件番号		
土地	所　在	
	地　目	
	地　積	㎡
建物	家屋番号	
	種　類	

２　参加資格

ア　有

イ　無

（理由）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式Ｂ（物件１用）

入　　札　　書

令和８年度市有財産売払い一般競争入札参加要領を遵守のうえ、下記のとおり入札します。

記

申込物件番号	所　　在　　地							地　　積		
１	西別府字出口１９９３番２、 西別府字新田２１１９番２							７２２．７６ ㎡		
入 札 金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※金額は右詰めで、１マスに１数字を記入してください。
※入札金額は算用数字で明確に記入してください。
※金額の最初の数字の左隣のマスには「￥」マークを必ず記入してください。

熊谷市長　　小 林 哲 也　　宛

令和　　年　　月　　日

住　　所

ふ り が な

氏　　名　　㊞

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

上記代理人

住　　所

ふ り が な

氏　　名　　㊞

様式Ｂの２（物件２用）

入　　札　　書

私は、令和８年度市有地売払い一般競争入札参加要領を遵守のうえ、下記のとおり入札します。

なお、本入札金額は「土地価格」及び「建物価格」の総額（建物の消費税及び地方消費税を除いた金額）であり、落札後の売買契約金額の算定にあたっては、この入札金額を最低売却価格における土地価格と建物価格の比率により按分し、建物相当額に10%を乗じて得た消費税及び地方消費税（１円未満切り捨て）を加算した額とすることに同意します。

記

１．入札物件

【物件番号】２

【土地】所在：熊谷市下奈良字原巽 251 番１　地目：宅地　地積：514.72 ㎡

【建物】所在：熊谷市下奈良字原巽 251 番地　家屋番号：251 番

種類：居宅　構造：木造瓦葺２階建　床面積：１階 56.31 ㎡

２階 49.68 ㎡

２．入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除く総額）

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※金額は右詰めで、１マスに１数字を記入してください。

※入札金額は算用数字で明確に記入してください。

※金額の最初の数字の左隣のマスには「￥」マークを必ず記入してください。

熊谷市長　　小 林 哲 也　　宛

令和　　年　　月　　日

住　　所

ふ り が な

氏　　名　　㊞

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

上記代理人

住　　所

ふ り が な

氏　　名　　㊞

様式Ｃ

委　　任　　状

熊谷市長　　小 林 哲 也　　宛

住　　所

受任者　　氏　　名　　㊞

生年月日

私は、令和８年度市有財産売払い一般競争入札への参加及び売払いの申請につき、上記の者にその権限を委任したのでお届けします。

記

物件番号		
土地	所在	
	地目	
	地積	㎡
建物	家屋番号	
	種類	

令和　　年　　月　　日

住　　所

委任者　氏　　名　　㊞

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

様式Ｄ

熊 施 第　　号
令和　　年　　月　　日

市有財産売払い落札者決定通知書

様

熊谷市長　　小 林 哲 也　印

令和　年　月　日に行われました下記市有財産売払い一般競争入札において、落札者として決定しましたので、熊谷市普通財産の売払いに関する要綱第１１条第１項の規定により通知します。

記

物件番号		
土地	所在	
	地目	
	地積	㎡
建物	家屋番号	
	種類	

様式Ｅ

令和　　年　　月　　日

市有財産売払い申請書

熊谷市長　　小 林 哲 也　　宛

住　　所

申請者　　氏　　名　　㊞

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

電話番号

住　　所

代理人　　氏　　名　　㊞

令和　年　月　日に行われました令和８年度市有財産売払い一般競争入札における市有財産売払い落札者決定通知（熊施第　　号）により、下記物件について売払いを願いたく、熊谷市普通財産の売払いに関する要綱第１１条第２項の規定により申請します。

記

物件番号		
土地	所在	
	地目	
	地積	㎡
建物	家屋番号	
	種類	
申請理由		

様式Ｇ

熊 施 第　　号
令和　　年　　月　　日

市 有 財 産 引 渡 書

様

熊谷市長　　小 林 哲 也　印

令和　　年　　月　　日付け、市有財産売買契約による下記の物件について熊谷市普通財産の売払いに関する要綱第１５条又は第４２条の規定により引渡します。

記

物 件 番 号		
土地	所　在	
	地　目	
	地　積	㎡
建物	家屋番号	
	種　類	
備　　考		

様式Ｈ

市 有 財 産 引 受 書

熊谷市長　　小 林 哲 也　　宛

住　所

引受人　氏　名　　㊞

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

令和　　年　　月　　日付け、市有財産売買契約による下記の物件について熊谷市普通財産の売払いに関する要綱第１５条第３項又は第４２条の規定により引受けます。

記

物件番号		
土地	所在	
	地目	
	地積	㎡
建物	家屋番号	
	種類	
備考		